**安中市広告入り回覧板無償提供者募集要項**

　市内の行政区内では、市や他の行政機関等からの連絡文書や自治会活動、地域社会に関する事項等を周知するために回覧板を使用していますが、長年にわたり使用している回覧板は、経年により破損、劣化してしまいます。そのため地域から要望があった場合に随時新しいものと交換をしています。

　このたび安中市では、交換用の回覧板を調達するにあたり、市の経費節減に資するため、広告収入によって「広告入り回覧板」を製作し、市に無償でご提供してくださる事業者を次のとおり募集します。

**１　募集の内容**

（１）　物品名　　　回覧板

（２）　個数　　　　２，５００個

（３）　規格等　　　別紙仕様書のとおり

（４）　納入期限　　令和８年３月３１日

**２　募集期間**

　令和７年１０月７日（火）午前８時３０分から１０月１７日（金）午後５時まで

**３　応募の方法**

　次に掲げる書類及び所定の添付資料を、持参又は郵送により１部提出する。

（１）　広告入り回覧板無償提供申込書（様式第１号）

（２）　（１）に明記されている添付資料

**４　無償提供者の決定等**

（１）　提出書類等の先着順により、採用する事業者を決定する。

（２）　提出書類等が到着した際の形式的な審査により、申込書の記載内容や押印、添付資料に重大な不備がある場合には、当該書類等が提出されたとはみなさない。

（３）　応募者が２者以上あった場合は、次のとおり採用する事業者を決定する。

ア　郵送により応募書類等の提出があった場合には、消印の日付により当該書類等の提出があったものとみなす。上記２の募集期間より前の消印の日付であった場合は、当該書類等が提出されたとはみなさない。

イ　郵送による消印の日付と同日に持参による応募書類等の提出があった場合には、持参による提出を優先する。

ウ　先着順の判断ができない場合には、抽選により決定する。抽選の方法は、別途連絡する。

（４）　上記２の募集期間に応募がなかった場合には、あらためて再募集を行うことがある。

（５）　無償提供者及び広告主は、安中市暴力団排除条例第２条第３号に規定する暴力団員等に該当しない者を選定する。

**５　結果の通知等**

　選定結果については、応募した事業者に対して、広告入り回覧板無償提供者選定結果通知書（様式第２号）により通知する。

**６　提出書類等の取扱い**

（１）　提出書類等は、安中市情報公開条例に基づき、不開示情報部分（個人情報、法人の正当な利益を害する情報等）を除き、情報公開の対象となる。

（２）　提出書類等は返却しない。

**７　費用の負担**

広告入り回覧板の製作、納品に係る全ての費用は、無償提供者の負担とする。

**８　無償提供者の責務等**

（１）　無償提供者は、安中市広告入り回覧板無償提供取扱要綱及び安中市広告入り回覧板無償提供者募集要項を遵守しなければならない。

（２）　無償提供者は、回覧板の規格、広告の内容等について、製作前に市の確認を受けなければならない。

（３）　無償提供者は、安中市広告入り回覧板無償提供取扱要綱及び安中市広告入り回覧板無償提供者募集要項に定めのない事項、又は疑義が生じたときは、市と別途協議しなければならない。

**９　回覧板の配布について**

　地域から現在使用中の回覧板の交換の希望があった場合に交換を行います。地域によって回覧板の利用の有無や頻度は異なります。また、全地域一斉の交換は地域の負担にもなるため行っておりませんのでご承知おきください。

【お問い合わせ】

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　安中市役所行政課行政統計係

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（電話）０２７－３８２－１１１１

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（内線）１０４５